

総 税 市 第 5 3 号
平成 2 1 年 1 1 月 6 日

各道府県総務部長
東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局市町村税課長

住宅借入金等特別税額控除に係る取扱いについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）附則第 5 条の 4 及び第 5 条の 4 の 2 の規定による標記取扱いについて、下記のとおり通知いたしますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を御連絡願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 平成 11 年から平成 18 年までに入居した者の取扱い

居住年が平成 11 年から 18 年である者については、附則第 5 条の 4 及び附則第 5 条の 4 の 2 の規定による住宅借入金等特別税額控除の対象となるが、これは、附則第 5 条の 4 の規定による控除額と附則第 5 条の 4 の 2 の規定による控除額とが異なる場合があることを考慮し、納税義務者の意向に基づく選択により「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（以下「申告書」という。）」を提出した場合には附則第 5 条の 4 の規定に基づく控除の対象となることとしたものであること。

なお、附則第 5 条の 4 の規定による控除が適用されない場合には、附則第 5 条の 4 の 2 の規定による控除が適用されるものであること。

（附則第 5 条の 4 の規定と、附則第 5 条の 4 の 2 の規定とで控除額が異なる具体例は別紙 1 のとおり。）

2. 控除額の把握方法

○ 法附則第5条の4の規定による住宅借入金等特別税額控除額

〈「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」による把握〉

現行どおり、納税義務者が申告書に必要事項を記載し、当該年度の初日の属する年の3月15日（3月15日が休日の場合には、法第20条の5により申告期限とみなされる日とする。以下「申告期限」という。）までに当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所地の市区町村長に対し、申告書（その申告期限後において当該年度分の市町村民税及び道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出した場合に限り適用すること。

なお、申告書の提出にあたっては、確定申告を行う納税義務者の場合には、税務署を経由して市区町村に提出することが認められているものであること。

また、平成21年度までは、申告期限までに提出されなかったことについて、市区町村長がやむを得ない理由があると認めるときは申告期限後に申告書を提出できるととされていたが、平成22年度以降においては、この規定が廃止されていることに留意すること。これは、法附則第5条の4の適用がないことが法附則第5条の4の2の適用の要件となっているため、申告期限を設けなければ、課税関係の確定ができないという法制上の理由によるものであること。

なお、申告書の形式、市区町村と税務署との間における確認事務等については、「住宅借入金等特別税額控除に係る取扱いについて（平成19年10月9日付け総税市第83号）」を参照すること。

○ 法附則第5条の4の2の規定による住宅借入金等特別税額控除

法附則第5条の4の2の規定による控除の適用にあたっては、給与支払報告書及び確定申告書等に関して所要の改正を行うことで、市区町村長への申告書の提出は不要としている。

控除の適用に必要な情報の具体的な把握方法は以下のとおり。

〈「確定申告書」による把握〉

所得税の住宅借入金等特別控除の適用において当該控除の適用を受ける最初の年分については、必ず確定申告書に「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（以下「計算明細書」という。）」を添付して所轄の税務署へ提出することとされているため、この確定申告書と「計算明細書」によって必要な情報を把握すること。

具体的には、平成 21 年分以降の「計算明細書」が 3 枚複写式となり、市区町村回付用が新たに加わるため、各市区町村においては、この回付される「計算明細書」から居住開始年月日、年末残高等の情報を把握し、控除額を算出するものであること。

また、「計算明細書」の各税務署からの回付については、「計算明細書」に生年月日が記載されていないことから、確定申告書と名寄せを行うことができないため、確定申告書と一体として回付することにより対応できるよう国税庁と調整を行ったところである。

なお、二年目以降の適用を確定申告によって受ける者については、確定申告書第二表「特例適用条文等」欄に、適用条文ごとに異なった記載方法で居住開始年月日を記載することとされているため、市区町村においては、この欄から個人住民税の控除の対象となるものか否かを判定すること。また、複数の居住年に係る控除の適用を受けている者で、個人住民税の対象となる借入金等と対象にならない借入金等の両方がある場合には、個人住民税の控除の対象となる分の年末残高について、所轄の税務署において確定申告書の添付書類を確認すること。

※「特例適用条文等」欄の記載方法の具体例

- ・新築・購入等の場合 …「平成□□年□月□日居住開始」、
- ・認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例 …「**認**平成○○年○月○日居住開始」、
- ・阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合 …「**平成××年×月×日**居住開始」、
- ・高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等である場合 …「**増**平成○○年○月○日居住開始」、
- ・断熱改修工事等に係る特定増改築等である場合 …「**断**平成△△年△月△日居住開始」等

〈「給与支払報告書」による把握〉

給与支払報告書については、摘要欄の中に「住宅借入金等特別控除可能額」、「居住開始年月日」の記載欄を設け、現行の所得税で控除しきれない残額がある場合の記載内容（所得税の住宅借入金等特別控除の適用がある場合に「居住開始年月日」を記載し、所得税で控除しきれない残額がある場合に「住宅借入金等特別控除可能額」を記載）に加え、租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 の規定による住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合又は複数の居住年に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合には、摘要欄に、「住宅借入金等特別控除区分」と「年末残高」を記載することとした。

（給与支払報告書の具体的な記載方法については、別紙 2 のとおり。）

3. 地区税務協議会における調整

地区税務協議会において、確定申告書に添付する「計算明細書」の取扱いについての具体的な回付方法・回付時期等を協議する場合には、本通知を参考として調整すること。

4. 各種広報について

附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の創設に伴い、ほとんどの納税義務者は、控除の適用に際して申告書の提出が不要となり、附則第5条の4の規定は申告によって異なる控除額が適用される一部の納税義務者のための経過措置となったことから、地方団体においては、各種広報媒体を用いて十分な周知が図られるよう努められたいこと。

なお、総務省においては、HP・広報誌等による広報を行うこととしており、国税当局においては、確定申告書の手引き等に説明文を掲載することとしている。

(別紙1)

附則第5条の4の規定によるものと、附則第5条の4の2の規定によるものとで住宅借入金等特別税額控除額（以下「控除額」という。）が異なるのは以下のケースによる。

(1) 山林所得を有する場合については、課税山林所得金額に対する税額は5分の5乗方式により算出されるため、附則第5条の4の規定による控除額の方が大きくなる場合がある。

(例) 住宅借入金等特別控除可能額=25万円
所得税の課税山林所得金額=200万円 の場合

① 附則第5条の4の規定による控除額

$$\cdot \text{税源移譲前の所得税額} = 200 \text{万円} \times 1/5 \times 10\% \times 5 = 20 \text{万円}$$

$$\cdot \text{税源移譲後の所得税額} = 200 \text{万円} \times 1/5 \times 5\% \times 5 = 10 \text{万円}$$

$$\therefore \text{住民税における控除額} = 20 \text{万円} - 10 \text{万円} = 10 \text{万円}$$

② 附則第5条の4の2の規定による控除額

$$\text{所得税の課税所得金額} 200 \text{万円} \times 5\% = 10 \text{万円} > 9.75 \text{万円}$$

$$\therefore \text{住民税における控除額} = 9.75 \text{万円}$$

(2) 変動所得・臨時所得を有し、平均課税の適用を受ける場合については、(1)と同じく、附則第5条の4の規定に基づく控除額が9.75万円を上回る場合がある。

(例) 住宅借入金等特別控除可能額 25万円
臨時所得 250万円（前年、前々年において所得無し）
所得税の課税総所得金額 200万円 の場合
→所得税の調整所得金額 = 200万円 \times 1/5 = 40万円
特別所得金額 = 200万円 - 調整所得金額 = 160万円

① 附則第5条の4の規定に基づく控除額

$$\begin{aligned} \text{税源移譲前所得税額} &= \text{調整所得金額} \times \text{移譲前税率} + \text{特別所得金額} \times \text{平均税率} \\ &= 40 \text{万円} \times 10\% + 160 \text{万円} \times 4/40 = 20 \text{万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{税源移譲後所得税額} &= \text{調整所得金額} \times \text{移譲後税率} + \text{特別所得金額} \times \text{平均税率} \\ &= 40 \text{万円} \times 5\% + 160 \text{万円} \times 2/40 = 10 \text{万円} \end{aligned}$$

$$\therefore \text{住民税における控除額} = 20 \text{万円} - 10 \text{万円} = 10 \text{万円}$$

② 附則第5条の4の2の規定に基づく控除額

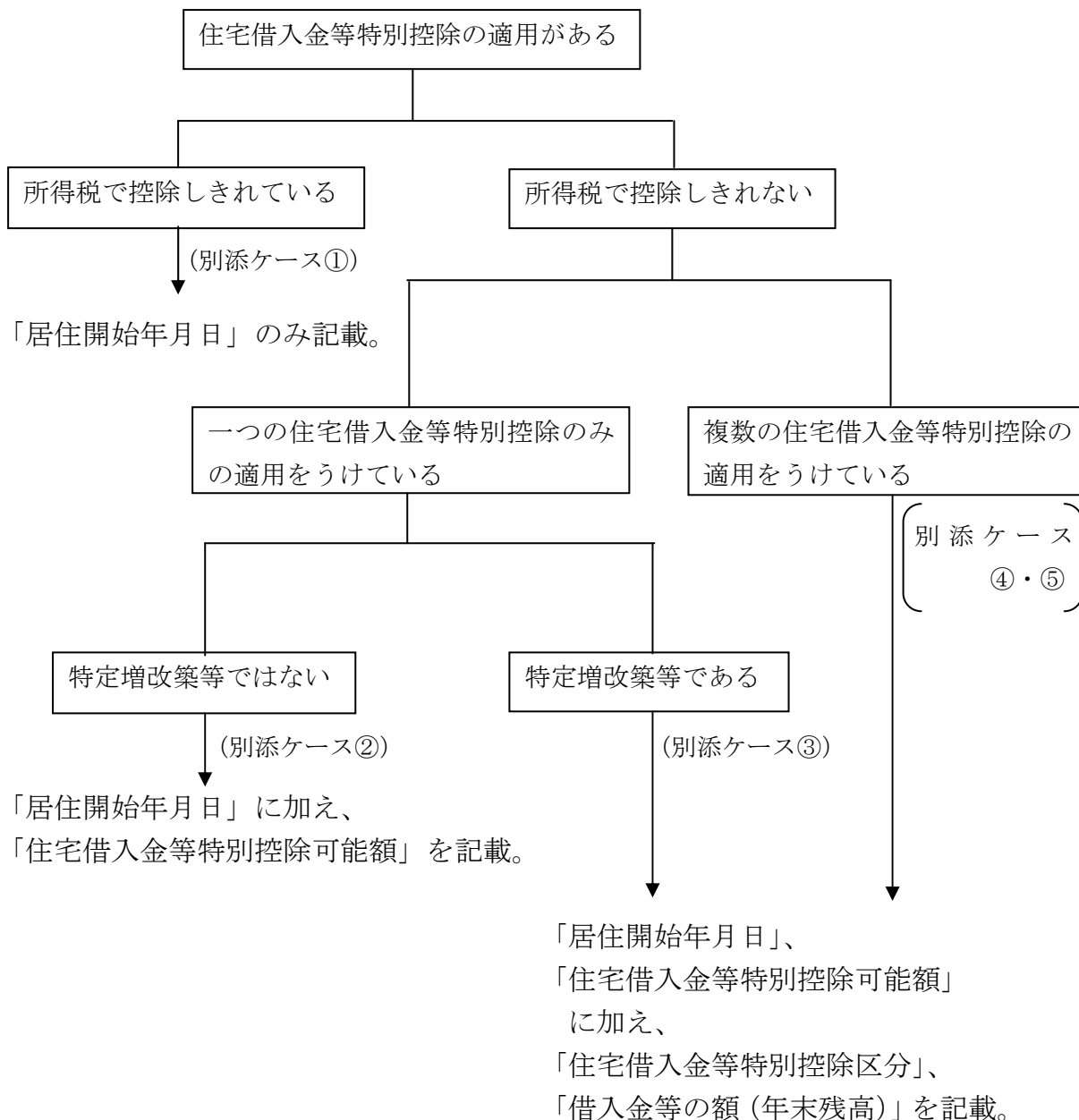
所得税の課税所得金額 $200 \text{ 万円} \times 5\% = 10 \text{ 万円} > 9.75 \text{ 万円}$
∴住民税における控除額 = 9.75 万円

- (3) 課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額のうち、2つ以上の所得がある場合、附則第5条の4の規定に基づく控除額が大きくなる場合がある。
- ※ 課税総所得金額と課税退職所得金額を有する場合の附則第5条の4の規定に基づく控除額の上限は、 $9.75 \text{ 万円} + 9.75 \text{ 万円} = 19.5 \text{ 万円}$ となる。

(別紙 2)

住宅借入金等特別控除に係る給与支払報告書の記載方法について

(1) 住宅借入金等特別控除の記載項目は以下のフローチャートによる。



(2) 「住宅借入金等特別控除区分」について

平成 22 年度給与支払報告書で記載される「住宅借入金等特別控除区分」は以下の 3 通り。

- 住・・・租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 3 項に規定する住宅借入金等特別控除
(新築・購入・(特定増改築ではない) 増改築に係る住宅借入金等特別控除)
- 増・・・租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 4 項に規定する特定増改築等
住宅借入金等特別税額控除
- 震・・・阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
の適用を受けた住宅借入金等特別控除

なお、この住宅借入金等特別控除区分については、磁気テープ及び光ディスク等で給与支払報告書を調製し、提出する場合のレコードにおいては、「01」～「04」の数字として登録されていることに留意すること。

【ケース④】

租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する当該申告書に記載された金額が法190条第2項に掲げる税額（算出税額）を超える場合

住宅借入金等特別控除（措法41条1項）の規定と特定増改築（措法41条の3の2）の規定の適用がある場合

居住開始年月日 平成18年5月12日

住宅借入金等特別控除額（合計） 225,000円

居住開始年月日（住民税対象）

平成18年5月12日 残高 10,500,000円

特定増改築年月日（住民税対象外）

平成20年3月3日 残高 10,000,000円

算出税額（算出税額 < 住借控除額等） 190,000円

差引徴収税額 0円

いずれか少ない方

給与支払報告書（個人別明細書）

※種別										※整理番号									
支払を受ける者										氏名									
住所										(受給者番号)									
種別										氏名									
支払金額										(役職名)									
給与所得控除後の金額										所得控除の額の合計額									
源泉徴収税額										0									
住宅借入金等特別控除額の全額を記載。										社会保険料等の金額									
225,000										生命保険料の控除額									
住宅借入金等特別控除可能額										地震保険料の控除額									
225,000										住宅借入金等特別控除の額									
居住開始年月日 H18.5.12										配偶者の合計所得									
居住開始年月日 H20.3.3										190,000									
借入金残高 10,500,000円										個人年金保険料の金額									
借入金残高 10,000,000円										旧長期損害保険料の金額									
未成年者										中途就・退職									
乙欄										受給者生年月日									
本人が障害者										明大昭平年月日									
特一										支払者									
その他										氏名又は名称									
居住開始年月日、借入金等残高を記載。										(電話)									

【ケース⑤】

租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する当該申告書に記載された金額が法190条第2項に掲げる税額（算出税額）を超える場合

住宅借入金等特別控除（措法41条1項）の規定の適用が2回分ある場合で、両方が個人住民税の住宅借入金等特別税額控除に該当する場合。

居住開始年月日 平成17年3月4日

住宅借入金等特別控除額（合計） 225,000円

居住開始年月日①（新築） 平成17年3月4日 残高 10,500,000円
 居住開始年月日②（増改築） 平成18年5月12日 残高 12,000,000円

いずれか少ない方

算出税額（算出税額 < 住借控除額） 100,000円

差引徴収税額 0円

※種別										※整理番号									
支払を受ける者										氏名									
住所										氏名									
種別										源泉徴収税額									
④内 千円 円 ⑤										0									
控除対象配偶者の有無等										住宅借入金等特別控除の額									
配偶者特別控除の額										100,000									
扶養親族の数										社会保険料等の金額									
障害者の数										生命保険料の控除額									
地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額									
⑥千円 円 ⑦										100,000									
⑧千円 円 ⑨										225,000									
居住開始年月日 H17. 3.4										住借入金残高 10,500,000円									
居住開始年月日 H18. 5.12										住借入金残高 12,000,000円									
配偶者の合計所得										⑩千円 円									
個人年金保険料の金額										⑪千円 円									
旧長期損害保険料の金額										⑫千円 円									
未成年者										受給者生年月日									
本人が障害者										明大昭平年月日									
寡婦										就職 退職									
勤労学生										区分ごとに、									
死亡退職										居住開始年月日、借入金等残高を記載									
災害者										(電話)									
外国人																			
支払者																			
住所(居所)又は所在地																			
氏名又は名称																			